

令和2年度第6回 山口県文書館資料小展示

記録の貸借

～記録をめぐる江戸時代の大名間交流～

江戸時代の大名は様々な交流がある中で、記録の貸借もありました。それは、同じような事柄が自家に起こった際、同格の大名や、先例を持つ大名に対して記録を借りて参考とし、同様の対処をする必要があったからです。その時、他家と比べて劣ったり、間違ったりすることはもちろんですが、著しく丁寧な対応も避けなければなりません。それが先例となり、その後を拘束してしまうからです。

膨大に残る毛利家文庫・徳山毛利家文庫の中には、他家へ記録を貸したり写を送ったりした記事や、他家から借りて写し取った記録も含まれています。今回の小展示ではそれらを紹介し、大名間交流の一コマを垣間見たいと思います。

[資料1]松平陸奥守様より御国目付記録借用之儀申来、写被差越候事 毛利家文庫 31 小々控 17(74の49)

これは、寛政8年(1796)8月に、陸奥国仙台藩伊達家から、国目付に関する記録の借用依頼についての記事です。「国目付」とは、旧国を1ヶ国以上(またはそれと同等規模とみなされる)広大な領域を治める大名家において、藩主が幼少の場合、幕府から派遣される役人のことを言います。

この時の仙台藩主は8代伊達斉村(なりむら)。22歳の若さで亡くなります。後継は生まれて半年にも満たない政千代で、同年9月29日に相続が許されます。

将来的な国目付派遣は必至であることから、仙台藩は近例調査の一環として、萩藩に記録の借用を求めたのでした。萩藩では寛政3年、8代毛利斉房が藩主となった際、国目付来藩の経験があったからです。

萩藩では、これより先、阿波国徳島藩蜂須賀家からも同様の依頼があった時に「書拔」を作成して写を送っていました。そこで、今回はその時の写を仙台藩に送ることにしました。

なおこの全文は、当館Webサイトにある「Web古文書」の第3週、「国目付の記録を貸して！ー近世大名家交流の一コマー」を御参照ください。

[資料2]佐竹家江国御目附一事 毛利家文庫2 柳営42 (102の2)

この記録は、出羽国久保田藩（秋田藩）佐竹家で作成されたものの写です。宝暦8年（1758）、佐竹義直（後に「義敦」と改名）が11歳で家督相続を許されたことから、翌9年に国目付が秋田へ派遣されました。

この記録が含まれる毛利家文庫2 柳営42は、寛政4年（1792）に萩を訪れた国目付に関する記録が含まれることから、これにあわせて萩藩が久保田藩（秋田藩）に依頼し、記録の写を作成したと考えられます。そのことは表紙に、「此御控、於江戸佐竹様江御懸合之■（上カ）写取相成被差下候分」とあることから窺え、江戸で写を作成し、国元（萩）へ送られたのでした。

ちなみに宝暦9年に国目付を迎えることになる久保田藩は、これ以前に国目付を迎えていた因幡国鳥取藩池田家、薩摩国鹿児島藩島津家、陸奥国仙台藩伊達家に対して国目付対応の事例を伺い、元禄時代にあった自藩の先例と比較しています。先の3藩へ記録の借用を申し出ていたと考えられます。

[資料3] 院使之御方御所勞、御途中より御帰京一件帳写

徳山毛利家文庫 御馳走御勤記 77

徳川将軍の家臣として大名がつとめるものの一つに、江戸へ下向する公家などの饗応があります。この公家は、天皇の使者である勅使などの役割を担っていました。「忠臣蔵」で有名な赤穂藩主浅野内匠頭（長矩）の事件もこれに関係するものです。

徳山藩もしばしばこの役目を幕府から命じられ、関係する記録が豊富に残されています。徳山毛利家文庫「御馳走御勤記」にまとまったシリーズがあります。このシリーズには他藩の記録も含まれており、徳山藩がつとめを果たす際の参考にしたと思われる内容も見受けられます。

ここで紹介する記録は、文化9年（1812）に細川采女正（利愛、熊本新田支藩3万5千石）が院使（上皇の使者）の饗応に際して作成した記録を松平壱岐守（定剛、伊予国今治藩3万5千石）が筆写したものです。それを徳山藩がさらに筆写したものと考えられます。

ところでこの記録は、院使（上皇の使者）が体調不良のため、旅の途中で京都に戻ってしまったというもの。非常に稀なケースではありますが、「万が一」に備えて、徳山藩も記録を借りて写したのかもしれませんが。